|  |
| --- |
| 裁判年月日　平成21年12月25日　裁判所名　青森地裁　裁判区分　判決事件番号　平１９（ワ）１３６号事件名　損害賠償請求事件　〔社会福祉法人侑愛会事件〕裁判結果　一部認容、一部棄却　上訴等　確定　文献番号　　 |

データを読み込んでいます

|  |  |
| --- | --- |
| 原告　 | Ｘ１　 |
| 原告　 | Ｘ２　 |
| 原告ら訴訟代理人弁護士　 | 児玉勇二　 |
| 同　 | 杉浦ひとみ　 |
| 同　 | 横山慶一　 |
| 同　 | 関哉直人　 |
| 同　 | 藤原家康　 |
| 同　 | 村田雅夫　 |
| 同　 | 瀬戸久夫　 |
| 同　 | 坂本雅弥　 |
| 同　 | 吉野智　 |
| 被告　 | 社会福祉法人侑愛会　 |
| 代表者理事　 | Ａ　 |
| 被告　 | Ｙ１　 |
| 被告ら訴訟代理人弁護士　 | 山﨑英二　 |
| 同　 | 小黒芳朗　 |
| 同　 | 山本啓二　 |

**主文**

　1　被告らは，原告ら各自に対し，連帯して，それぞれ金1616万5049円及びこれに対する平成16年7月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
　2　被告社会福祉法人侑愛会は，原告ら各自に対し，それぞれ金7万円及びこれに対する平成19年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
　3　原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
　4　訴訟費用はこれを2分し，その1を被告らの負担とし，その余を原告らの負担とする。
　5　この判決は，第1項及び第2項に限り，仮に執行することができる。

**事実及び理由**

**第1**　請求
　1　被告らは，原告Ｘ１に対し，連帯して，金3562万8137円及びこれに対する平成16年7月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
　2　被告らは，原告Ｘ２に対し，連帯して，金3576万9527円及びこれに対する平成16年7月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
　3　被告社会福祉法人侑愛会は，原告Ｘ１に対し，金100万円及びこれに対する平成19年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
　4　被告社会福祉法人侑愛会は，原告Ｘ２に対し，金100万円及びこれに対する平成19年4月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
**第2**　事案の概要
　本件は，自閉症やてんかん等の障害を有するため，被告社会福祉法人侑愛会（以下，「被告侑愛会」という。）が設置運営する知的障害児施設の寮に入所していたＢ（以下，「亡Ｂ」という。）の両親である原告らが，①亡Ｂと同じ寮に入所していた成人男性から亡Ｂが繰り返し受けていた暴行被害について，（ア）この暴行を防止しなかった被告侑愛会の安全配慮義務違反により亡Ｂが取得し，原告らが相続した亡Ｂの身体的及び精神的苦痛に対する債務不履行による損害賠償請求権，及び（イ）被告侑愛会が上記の暴行による亡Ｂの被害等を原告らに報告すべき信義則上の義務を怠ったことにより，原告らが被った精神的苦痛に対する債務不履行による損害賠償請求権に基づき，被告侑愛会に対し，各原告につき慰謝料等合計100万円及びこれに対する平成19年4月15日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで[民法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=Ie767d490540711dfbd99010000000000&spos=102&epos=102&page=5&td=2474&countByColl=true)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに，②亡Ｂが上記寮の浴室内において溺死した事故について，担当職員であった被告Ｙ１（以下，「被告Ｙ１」という。）及びその使用者である被告侑愛会に亡Ｂに対する安全配慮義務違反があったとして，債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき，被告らに対し，連帯して，原告Ｘ１（以下，「原告Ｘ１」という。）につき逸失利益等合計3562万8137円，原告Ｘ２（以下，「原告Ｘ２」という。）につき逸失利益等合計3576万9527円及びこれらに対する亡Ｂの死亡日である平成16年7月21日から支払済みまで[民法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=Ie767d490540711dfbd99010000000000&spos=102&epos=102&page=5&td=2474&countByColl=true)所定の年5分の割合による各遅延損害金の支払をそれぞれ求めた事案である。
　1　前提事実（争いがないか後掲証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）
　　(1)　当事者等
　　　ア　原告Ｘ１は亡Ｂの父であり，原告Ｘ２は亡Ｂの母である。
　　　イ　被告侑愛会は，北海道北斗市ほかにおいて，第一種社会福祉事業として，知的障害児施設であるａ学園の設置経営を行うことのほか，第二種社会福祉事業として，ａ学園等における障害福祉サービス事業を行うことなどを目的とする社会福祉法人である。
　被告Ｙ１は，亡Ｂが死亡した平成16年7月21日当時，ａ学園の職員であった。
　　　ウ　亡Ｂ（昭和○年○月○日生）は，自閉症，てんかん，行動障害及び重度の知的障害を負っており，平成15年1月29日に実施された知能検査（全訂版田中ビネー知能検査）では，IQ24と判定されていた。
　亡Ｂは，同年4月8日，[児童福祉法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=Ie767d490540711dfbd99010000000000&spos=102&epos=102&page=5&td=2474&countByColl=true)に基づく措置決定により，被告侑愛会の関連法人である学校法人ゆうあい学園が開設するｂ養護学校の高等部に入学し，ａ学園内にあるｃ寮に入所した。
　　(2)　自閉症の特徴等（〈証拠省略〉）
　自閉症は，脳の中枢神経の機能障害により発症するものと考えられているものの，その原因は未だ明らかではなく，完治という意味では治療不能な障害とされており，児童1000人あたり約3名の割合で発症するものといわれている。
　自閉症児者には，言語の発達の遅れ，対人関係の困難さ，アンバランスな感覚や知的機能，活動範囲や興味対象の狭さ，変化に対する不安や抵抗などの特徴が見られるものとされている。
　自閉症の診断は，①人への反応が乏しく，人と視線を合わせなかったり，表情や身振りが乏しかったりするほか，情緒的な交流ができにくく，人との共感が欠けたり，相手の気持ちにそぐわない振る舞いをしたりすること，②言語の発達が遅れるほか，言葉が出てきてもオウム返しがあったり，会話が続かなかったり，一方的に際限なく話しかけたりするなど，言葉の使い方が奇妙であること，③活動範囲や興味対象が極端に狭く，常同行動に没頭したり，同じような活動を飽きることなく繰り返したりするほか，自分の行動パターンに拘り，周囲の人や様子の僅かな変化にも恐怖や苦痛を感じがちであることという行動的特徴を総合的に判断して行われている。
　自閉症者は，稼働することも可能であるが，行いうることと行いえないこと，得意なことと不得意なことが明確であり，また，ルールを覚えるまでには時間がかかるため，稼働に際しては，周囲の者がこの点を理解することが重要とされている。また，自閉症者が比較的得意な仕事は，部品の組み立てや物品の梱包，仕分け，分類など，形や量が明確に決まっている対象を扱う仕事とされ，他方，不得意な仕事としては，抽象的な概念などを扱うもの，形や量が決まっていない対象を扱うもの，終わりや目的がはっきりしていないものとされ，具体的には掃除などがあげられている。
　　(3)　亡Ｂがｃ寮に入所した当時，同寮には，[児童福祉法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=Ie767d490540711dfbd99010000000000&spos=102&epos=102&page=5&td=2474&countByColl=true)に基づく措置決定により，行動障害を伴う知的障害を有する成人男性（平成16年当時は33歳。以下，「加害者」という。）も入所していたところ，亡Ｂは，加害者から以下のような行為を受けた（以下，亡Ｂが加害者より受けた行為を併せて，「本件各行為」という。）。
　　　ア　平成15年10月1日の行為（以下，「第1行為」という。）
　亡Ｂは，夕食後，突然加害者から殴りかかられ，被告侑愛会職員が加害者をいったん制止したものの，その後，再び加害者から，殴る，蹴る，髪の毛を引っ張られて引きずり回されるなどの暴行を受けた。
　このため，被告侑愛会職員が亡Ｂを他の寮に避難させた。なお，亡Ｂは，上記暴行を受けたものの負傷しておらず，治療を受ける必要はなかった。
　　　イ　同年11月16日の行為（以下，「第2行為」という。）
　亡Ｂは，夕食中，加害者から殴りかかられたが，被告侑愛会職員が加害者を制止し，亡Ｂを避難させたため，亡Ｂは，全く負傷しなかった。
　　　ウ　平成16年2月21日の行為（以下，「第3行為」という。）
　亡Ｂは，夕食後，洗面所において，加害者から突然暴力をふるわれたが，負傷しておらず，治療を受ける必要はなかった。
　　　エ　同年4月20日の行為（以下，「第4行為」という。）
　亡Ｂは，朝食後，居室にいたところ，入室してきた加害者から叩かれたが，負傷しておらず，治療を受ける必要はなかった。
　　　オ　同年5月30日の行為（以下，「第5行為」という。）
　亡Ｂは，夕食中，食卓越しに加害者から攻撃されそうになったものの，被告侑愛会職員が加害者を制止したため，負傷しなかった。
　　(4)　被告Ｙ１は，平成16年7月21日午後3時ころ，被告侑愛会の男性職員に対し，同日午後3時10分ころから亡Ｂをｃ寮内の浴室において入浴させるように指示し，同職員は，これに従い，同日午後3時25分ころから亡Ｂを一人で入浴させた。そして，被告Ｙ１が同日午後3時35分ころに，同職員が同日午後3時42分ころに，それぞれ浴室に赴き，いずれの際にも亡Ｂが入浴中であることを確認したが，被告Ｙ１及び同職員は，脱衣所に待機するなどして入浴中の亡Ｂを常時見守ることはしておらず，また，被告Ｙ１は，その担当職務を引き継ぐべき他の職員に対し，亡Ｂが入浴中であることを告げることなく退勤した。
　その後の同日午後3時50分ころ，被告侑愛会の別の男性職員が浴室内を確認したところ，亡Ｂが浴槽内に沈んでいたため，同職員は直ちに亡Ｂを浴槽から引き上げた上，心肺停止状態であった亡Ｂに人工呼吸と心臓マッサージを施したが，亡Ｂは，同日午後5時5分，搬送先の市立ｄ病院で死亡が確認された（以下，「本件死亡事故」という。〈証拠省略〉）。
　　(5)　原告らは，亡Ｂの葬儀費用として，150万円を支出した。
　2　争点及び当事者の主張（省略）
**第3**　当裁判所の判断
　1　認定事実
　前提事実，証拠（〈証拠・人証省略〉，原告Ｘ２，被告侑愛会代表者）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。
　　(1)ア　亡Ｂ（昭○年○月○日生）は，自閉症，てんかん，行動障害及び重度の知的障害とされていたところ，平成15年1月29日に実施された知能検査（全訂版田中ビネー知能検査）では，IQ24と判定された。
　　　イ　亡Ｂは，幼少時には言語理解と言語を適切に使用する能力が劣り，いわゆるオウム返しなどしか行えなかった。その後，亡Ｂは，青森県立ｅ養護学校小学部に入学して教育を受けていたところ，平成11年4月から同年6月までは，北海道立ｆ養護学校ｇ分校に転入し，被告侑愛会が設置する第二ａ学園において，同施設が行う「TEACCHプログラム」を受講した。なお，同プログラムは，自閉症を有する入所者ごとに，その能力に合わせ，実物を提示したり，絵カードや写真，文字などを提示し，視覚を通じて行うべき行動を指示してその内容を理解させるものである。
　亡Ｂは，上記小学部在学中に一輪車や自転車に乗ることや，スケートやスキーで滑ることなどができるようになったほか，平成12年ころからは，簡単な単語や文章を書いたり，簡単な手作業をすることができるようになった。
　また，亡Ｂは，幼少時には多動のために周囲に迷惑をかけることがあったが，成長につれて落ち着くようになり，他人に対する攻撃的行動を見せることはなかった。
　　　ウ　亡Ｂは，平成13年4月，青森県立ｅ養護学校中学部に入学した。このころ，原告らは，亡Ｂに対し，自宅において，新聞や郵便物を取りに行かせて整理させたり，自宅内の掃除をさせたりするなどしており，また，亡Ｂを知的障害者の授産施設であるｈ作業所に連れて行き，割り箸を袋に詰める作業などの体験実習に参加させた。
　同中学部卒業時の亡Ｂは，生活面については，絵や写真を使ったカードを見ると一日の活動内容を大体把握できる，教師の指示に従って行動ができるなどとされ，教科面については，ワープロで好きな地名を入力している，平仮名や片仮名の読み書きができる，気に入った単語等は漢字で書けるものもある，音楽に合わせてダンスができるなどとされ，運動面については，バランス感覚に優れ，一輪車や自転車，スケートボード等が得意であるほか，水泳やスキーなどの身体を使った運動が好きであるなどとされ，集団参加面では，少し遅れることがあるが，周囲の動きを見て集団から外れずに行動できるなどとされ，コミュニケーション面については，反響言語（オウム返し）が見られ，言葉でのコミュニケーションが困難な時がある，食べたいメニューなどははっきり言うことがあるが，行動の可否の判断に自信がない場合は曖昧な意思表示になるなどとされている。
　　　エ　亡Ｂは，平成15年4月8日，[児童福祉法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=Ie767d490540711dfbd99010000000000&spos=102&epos=102&page=5&td=2474&countByColl=true)に基づく措置決定により，被告侑愛会の関連法人である学校法人ゆうあい学園が開設するｂ養護学校の高等部に入学し，ａ学園内にあるｃ寮に入所した。
　　(2)　平成16年当時のａ学園においては，Dが園長を務め，副園長1名，課長1名，課長補佐2名という体制のもとに，生活部と施設部が設置されていた。
　同年度当時のｃ寮においては，中学生から作業班の利用者までの男性11名が入寮し，「自分のことは自分で行う，出来るようになる」をモットーとし，個々の入所者について適切な目標設定を図り，生活習慣や社会性の育成確立を目指すものとされていた。また，入所者の日課としては，午前6時に起床し，午前7時から朝食と後片付け，掃除等を行い，高等部の生徒は午前8時30分に登校して午後4時に下校し，午後5時から入浴と洗濯を行い，午後6時に夕食と洗面を経て，午後9時に就寝することとなっていた。
　本件死亡事故の発生当時，ｃ寮における担当職員は4名であり，これらの担当職員は，入所者が行う上記日課の支援や介助等を行っていた。なお，夜間における利用者の支援や介助等については，被告侑愛会の当直職員が行っていた。
　ａ学園においては，本件死亡事故後の平成19年当時には，施設利用者の「入浴支援マニュアルリスクレベル表」が作成されており，この中で，障害状況としててんかん発作を有する者が入浴する場合は，リスクレベルが高いものとされ，遵守事項として，常に職員が浴室内にいることとされているが，本件死亡事故が発生した平成16年当時は，被告侑愛会職員の間で入浴中に利用者がてんかん発作を起こした場合に死亡事故につながる危険性があることは認識されていたものの，上記のようなマニュアルは作成されておらず，利用者が入浴する際は，5分ないし10分に1回の頻度で見守りをする運用とされていた。
　　(3)　被告侑愛会職員は，亡Ｂがてんかん発作を起こすことがあることを認識していたことから，基本的には，亡Ｂをてんかん発作を起こすことのある別の男性入所者と一緒に入浴させることとしていた。
　亡Ｂは，平成15年11月26日，ｃ寮の浴室で入浴中にてんかん発作を起こしたが，被告侑愛会職員がこれに対応したため，命に別状はなかった。
　　(4)　亡Ｂは，ｂ養護学校の高等部に在籍中，平成15年度には，製函作業などに参加し，ドリルを用いたベニヤ板の穴開けや，釘打ちなどを行ったところ，被告侑愛会職員から正確な技術を身につけていると評価されており，平成16年度は，紙箱制作作業に参加し，被告侑愛会職員から作業への取り組みはマイペースであり，受注品を担当させることは難しいことが予想されると評価されていた。
　なお，亡Ｂは，芝刈り機を使用してａ学園内における芝の手入れ作業の手伝いをすることがあった。
　　(5)ア　亡Ｂは，平成15年10月1日，夕食後に突然加害者から殴りかかられ，被告侑愛会職員がいったんは加害者を制止したものの，その後，再び加害者から，殴る，蹴る，髪の毛を引っ張られて引きずり回されるなどの暴行を受けたが，負傷はしなかった（第1行為）。
　なお，亡Ｂがｃ寮に入所してから第1行為が発生するまでの間，加害者が亡Ｂに暴行を加える素振りを見せたことはなかった。
　　　イ　亡Ｂは，同月2日，加害者に近寄られただけで洗面所などに逃げ出した。
　　　ウ　亡Ｂは，同年11月16日の夕食中，加害者から殴りかかられたが，被告侑愛会職員が加害者を制止し，亡Ｂを避難させたため，負傷はしなかった（第2行為）。
　　　エ　亡Ｂは，平成16年2月21日の夕食後，洗面所において，加害者から突然暴力をふるわれたが，負傷はしなかった（第3行為）。
　　　オ　亡Ｂは，同年4月20日の朝食後，居室にいたところ，入室してきた加害者から叩かれたが，負傷はしなかった（第4行為）。
　　　カ　亡Ｂは，同年5月30日の夕食中，食卓越しに加害者に殴りかかられたが，被告侑愛会職員が加害者を制止したため，負傷はしなかった（第5行為）。
　　　キ　被告侑愛会は，本件各行為の詳細については原告らに報告しなかったが，第1行為が行われた後である平成15年10月4日，担当職員から，原告Ｘ２に対し，亡Ｂが加害者の標的の1人にされてしまうと伝えたことがあった。
　　　ク　なお，被告侑愛会は，成人となっていた加害者が成人障害者の支援施設に移ることができるように努力していたが，加害者を受け入れるか否かの判断を行うのは受け入れ先の施設であり，受け入れることができるとする施設がなかったため，ｃ寮において加害者に対する支援を継続していた。
　　(6)　亡Ｂは，平成16年7月21日午後3時50分ころ，ｃ寮内の浴室において，浴槽内に心肺停止状態で沈んでいる状態で発見され，救急車で市立ｄ病院に搬送されたが，同日午後5時5分に死亡が確認された（本件死亡事故）。亡Ｂの死因は，溺水とされている。
　亡Ｂが入浴を開始した時点では，ｃ寮においては，被告Ｙ１を含む3名の職員が勤務していたが，本件死亡事故の発生時点では，被告Ｙ１は当直後の時間外勤務を終えて退勤しており，勤務を継続していた2名の男性職員のうち1名は，本件死亡事故発生の前日から勤務し始めたばかりであり，亡Ｂがてんかん発作を起こすおそれがあることを十分に理解していなかった。
　　(7)　被告侑愛会は，本件死亡事故の発生後である平成16年7月30日，本件死亡事故に関して警察に提出する予定であった資料の写しを原告らに送付したところ，これを読んだ原告らは，同資料中に亡Ｂが加害者から暴行を受けていたことを示す記載があることを発見し，本件各行為の具体的内容を知った。そこで，原告らは，同年8月11日付で，被告侑愛会に対し，事実関係等を明らかにするよう求めたところ，被告侑愛会は，同月15日，これに対する回答書を原告らに交付した。
　その後，原告らと被告侑愛会は，手紙によるやりとりを行い，この中で，被告侑愛会は，謝罪するとともに今後の事故対策等に言及するなどしていた。そして，被告侑愛会は，平成18年8月8日付けの書面で，原告らに対し，本件に関する賠償として，保険会社が認定した死亡慰謝料1700万円と被告侑愛会及びD元園長の出捐による800万円の合計2500万円の支払を提示した。しかし，原告らは，上記賠償金の算定において，亡Ｂの逸失利益が含まれていないことなどを理由に，これを受け入れなかった。そこで，被告侑愛会は，死亡慰謝料を増額するとの名目で，さらに300万円を加算した合計2800万円の支払を提示したが，原告らはこれを受け入れず，平成19年3月30日，本件訴訟を提起した。
　　(8)ア　有限会社トモニーは，昭和62年4月1日に設立され，重度心身障害者等の雇用を目的として，飲食業やクリーニング業などを行い，上記障害者等を雇用している。
　　　イ　社団福祉法人けやきの郷は，平成7年，既に開設していたやまびこ製作所を知的障害者（主に自閉症者）を対象とする福祉工場に発展させ，木製パレットの製作などを行っているところ，所属する知的障害者に対し，均一に月額7万円の賃金を支払っている。
　　　ウ　株式会社伊勢丹ソレイユは，平成16年9月に設立され，相当数の重度知的障害者を含む心身障害者を雇用して，伝票整理や書類整理等の単純反復作業のほか，機械作業による印刷業務などを行っており，平成21年4月時点において，合計36名の障害者が就労している。
　　　エ　財団法人ヤマト福祉財団は，平成18年4月17日より，心身障害者に対する授産事業として，パンの製造販売を行うスワンベーカリーと衣類のクリーニングを行うスワンランドリーという事業を行っており，定員は23名とされている。
　　　オ　社会福祉法人南高愛隣会は，平成19年4月1日より，心身障害者の雇用の受け皿として，福祉工場であるコロニーエンタープライズを就労継続支援事業所とし，主に地域の名産物とされるそうめんやうどんなどの麺類を製造している。
　　　カ　日本理化学工業株式会社においては，神奈川県川崎市と北海道美唄市に設置している工場で就労する従業員のうち，半数以上が重度知的障害者であるとされ，重度知的障害者を10名以上雇用し，雇用労働者数に占める重度知的障害者数の割合が20パーセント以上である重度障害者多数雇用事業所とされている。
　　　キ　青森県においては，平成11年4月，野辺地町に知的障害者通所授産施設であるｈ作業所が開設され，作業支援や生活支援等を通じて，利用者が自立した生活をすることができるようになることを目的としている。亡Ｂも，ｅ養護学校中等部に在学中に同作業所の体験実習に参加しているほか，ｂ養護学校の高等部卒業後は，同作業所に通所することが考えられており，同作業所のE所長も，亡Ｂを受け入れる意向を示していた。
　　(9)　平成17年度における全国の知的障害者施設数は，児童入所，更生入所，授産入所，通勤寮及び福祉ホームの各種入所施設の合計が1737施設（定員9万6967名）であり，児童通所，更生通所及び授産通所の各種通所施設数の合計が3908施設（定員6万3760名）であって，平成16年度及び平成17年度ともに，定員に対する充足率は，児童入所施設については約83パーセントであり，更生入所施設及び授産入所施設については約98パーセント前後となっている。
　なお，同年度の全国知的障害児施設における満18歳以上の施設入所者（児童福祉法63条の2に基づき児童施設に入所している者で，いわゆる過齢児）の割合は，全国平均で38.2パーセントとされ，その割合は僅かずつ減少していたが，なお児童施設における過齢児の存在は解消されるべき課題とされていた。因みに，満20歳以上の施設利用者が引き続き在籍している理由としては，保護者が成人施設への移行を希望していないことや，成人施設に入所するまで待機していることなどがあげられている。被告侑愛会においては，成人施設として7施設が設置されているが，常に満床であり，ａ学園のみならず，第二ａ学園においても相当の割合の過齢児が在籍していた。
　また，平成17年度における全国の知的障害児施設への入所者のうち，5.5パーセントの者については強度の行動傷害等により養育が困難であること，2.3パーセントの者については養育者への暴力が入所理由とされている。
　さらに，施設入所者の退所後の状況としては，一般就労の割合は極めて低く，ｂ養護学校高等部の卒業生の進路においても，平成10年から平成19年までに卒業した169名のうち，一般就労者は3名である。
　2　争点(1)（本件各行為に係る被告侑愛会の亡Ｂに対する安全配慮義務違反の有無）について
　　(1)　上記認定のとおり，被告侑愛会は，知的障害児施設であるａ学園を設置運営し，ｃ寮等の施設において知的障害児の生活支援等を行っていたものであるから，このような施設の管理者として，施設利用者が安全に施設を利用しうる環境を確保すべく，施設利用者の行動を注視し，その身体的安全が確保されるように適切に配慮すべき義務を負うものというべきである。とりわけ，ｃ寮のように，知的障害者が入所する施設の場合，①施設利用者が自己の生命・身体に危険を及ぼすような行動に出ることや，②行動障害を伴う者が，他の施設利用者に対し，暴力的行動に出ることを十分に予測しうるのであるから，施設の管理者である被告侑愛会において，より一層，施設利用者の行動に意を払うべきものといわざるを得ない。
　そして，上記認定のとおり，亡Ｂは，第1行為，第3行為及び第4行為において，加害者から身体的攻撃を受けているから，被告侑愛会は，上記安全配慮義務に違反したというほかない。被告侑愛会は，第1行為については，加害者の暴行について予見可能性がなかったと主張するところ，確かに，ｃ寮の利用者らは知的障害者であるから，そのうちの誰がいかなる場合に他の施設利用者へ加害行為に及ぶかを具体的に予測することには困難な面があることは否定しがたいものの，他方で，被告侑愛会は，知的障害者の支援施設を設置する社会福祉法人であり，知的障害者の行動への対処については知識や経験を有するはずであり，施設利用者が，常時，突発的に他の施設利用者への加害行為に出るおそれがあること，特に加害者のような行動障害を伴う知的障害者が加害行為に及ぶ可能性があることを当然に予測しうるというべきであるから，被告侑愛会の上記主張を採用することはできない。
　他方，第2行為及び第5行為については，上記認定によれば，加害者が亡Ｂに対する身体的攻撃に出ようとしたものの，被告侑愛会職員がこれを制止したため，亡Ｂは何ら身体的攻撃を受けていないのであるから，被告侑愛会に安全配慮義務違反があったということはできない。したがって，この点に関する原告らの主張は，損害について検討するまでもなく，いずれも理由がない。
　　(2)　なお，原告らは，亡Ｂに対する加害者の暴行を防止できない以上，被告侑愛会としては，加害者を退寮させるべきであったと主張する。
　しかし，上記認定のとおり，加害者は，平成16年当時に33歳に至っていたとはいえ，亡Ｂと同様に知的障害を有するため，[児童福祉法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=Ie767d490540711dfbd99010000000000&spos=102&epos=102&page=5&td=2474&countByColl=true)に基づく措置決定によってｃ寮に入所していた者であり，被告侑愛会としては，仮に加害者を退寮させるとすれば，[児童福祉法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=Ie767d490540711dfbd99010000000000&spos=102&epos=102&page=5&td=2474&countByColl=true)所定の手続を必要としたものといわざるを得ない。また，被告侑愛会としては，加害者に対する支援や介助の必要性等を考慮する必要があり，上記認定の加害者による本件各行為に照らしても，加害者は施設入所を必要とする状況にあったといわざるを得ず，これを受け入れる他の施設を確保する必要があったものというべきである。そして，上記認定のとおり，平成17年当時においても，全国の知的障害者支援施設には，いわゆる過齢児と呼ばれる成人の入所者が相当の割合で存在し，その解消が課題となっていたところであって，成人障害者支援施設はほぼ満床状態であり，受け入れ可能な施設は少なかった上，加害者を受け入れるか否かの判断は，被告侑愛会ではなく，受け入れ先となる施設が行うものとされていたのであって，これらの点に照らせば，加害者を直ちにｃ寮から退寮させ，他の施設に転所させることは，現実的に容易であったとはいいがたい。さらに，本件各行為の内容に照らしても，亡Ｂが直接身体に攻撃を受けたのは3回であり，加害者による暴行が頻発していたものということはできず，その暴行の程度も強度であったとはいえないから，本件各行為の発生が許容されるものではないことは当然としても，このことだけをもって直ちに児童相談所に相談するなどして加害者の退寮や転所等の措置を検討しなければならない状況にあったとまではいいがたいところである。
　したがって，この点に関する原告らの上記主張は採用できない。
　　(3)　さらに，原告らは，平成15年10月2日に加害者が亡Ｂに近寄った際，亡Ｂが逃げ出したことについても，加害者による暴行にあたると主張するが，加害者が亡Ｂに近づいたことのみをもって，亡Ｂに対する暴行と評価できる有形力の行使があったということはできないから，原告らの上記主張を採用することはできない。
　なお，原告らは，亡Ｂの体重減少や白髪の増加は本件各行為に起因するものであるとも主張するが，その主張に沿う事実を認めるに足りる証拠はない。
　3　争点(2)（被告侑愛会の報告義務違反の有無）について
　原告らは，被告侑愛会が，本件各行為の発生直後に直ちに原告らにその詳細を報告すべき信義則上の義務を怠ったと主張し，これは，本件各行為があった直後に，その都度，原告らに本件各行為の詳細を報告すべきであったという趣旨と解される。
　しかし，上記認定のとおり，本件各行為は，知的障害を有する施設利用者同士のトラブルというべきものであって，ｃ寮のような障害者が利用する施設において，このようなトラブルが発生することは当然に想定されているものというべきである。被告侑愛会としては，既に説示したように，暴力行為に至るような事態の発生を防止すべき安全配慮義務を負っているものではあるが，同義務違反にまでは至らない多くのトラブルが発生しているであろうことは十分に推認できるところであって，このようなトラブルの発生を完全に防止することは現実的に極めて困難というほかなく，その発生したトラブルの全てについて，その保護者に報告することも現実的とはいいがたい。また，本件各行為の一部については，上記説示のとおり，被告侑愛会に安全配慮義務違反があったといわざるを得ないとしても，第2行為，第5行為のように同義務違反があったとまでは評価し得ない場合もあり，その判断は一義的に明確に行い得るものではない。そうすると，知的障害者施設の設置者が，同施設において発生する多くのトラブルの全てについて，トラブルの当事者の保護者に対し，報告義務を負っているものとはおよそいうことができないし，仮にそのトラブルのうちに施設設置者の安全配慮義務違反が問われざるを得ないものがあったとしても，そのことから直ちに原告ら主張のような報告義務が生ずるものということもできない。そして，施設利用者が医師の治療を要する負傷を受けるほどの被害に遭った場合や，負傷するまでには至らないとしても，頻繁に暴行を受けるような状況が生じたのであれば格別，上記認定説示のとおり，亡Ｂは，本件各行為によって負傷したものではなく，加害者による暴行も頻繁で継続的なものとまではいえないところであるから，被告侑愛会が，原告らに対し，原告ら主張のような報告義務を信義則上負っていたものと解することはできず，他にそのように解すべき事情があることを認めるに足りる証拠はない。
　なお，原告らは，被告侑愛会が本件各行為があったことを組織的に隠蔽したとも主張するが，その主張に沿う事実を認めるに足りる証拠は全くない。
　したがって，この点に関する原告らの主張は，損害について検討するまでもなく，理由がない。
　4　争点(3)（本件各行為に関する損害額）について
　　(1)　上記認定のとおり，第1行為は，亡Ｂが，夕食後に突然加害者から殴りかかられ，被告侑愛会職員が加害者をいったんは制止したものの，その後，再び加害者から，殴る，蹴る，髪の毛を引っ張られて引きずり回されるなどの暴行を受けたというものであって，亡Ｂは直接身体に及ぶ攻撃を受けており，その態様も比較的激しいものといいうるが，他方，第1行為によっても，亡Ｂは負傷にまでは至らなかったのであり，これらの点を総合考慮すると，亡Ｂが第1行為により受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は，8万円とするのが相当というべきである。
　　(2)　上記認定のとおり，第3行為は，亡Ｂが夕食後に洗面所において加害者から突然暴力をふるわれたというものであるが，その暴行の態様は明らかではない。しかし，亡Ｂは何ら負傷していなかったのであるから，その暴行の程度は軽微なものというほかないのであって，これらの点を総合考慮すれば，亡Ｂが第3行為により受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は，2万円とするのが相当である。
　　(3)　上記認定のとおり，第4行為は，亡Ｂが，朝食後に居室にいたところ，入室してきた加害者から叩かれたというものであって，身体的な攻撃を受けているものではあるが，他方，第4行為によっても，亡Ｂは何ら負傷していないのであって，これらの点を総合考慮すれば，亡Ｂが第4行為により受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は，4万円とするのが相当である。
　　(4)　以上によれば，亡Ｂが本件各行為により受けた精神的苦痛に対する慰謝料は，合計14万円とするのが相当であり，これを各原告が2分の1ずつ相続した結果，各原告が請求できる金額は，7万円となる。
　5　争点(4)（本件死亡事故に関する損害額）について
　　(1)　本件死亡事故に関し，被告Ｙ１がてんかん発作の危険性がある亡Ｂの入浴時の見守りを怠り，かつ，他の職員に対する適切な引き継ぎを怠ったことについては被告らも認めており，争いがない。したがって，本件死亡事故につき被告Ｙ１は不法行為に基づく損害賠償義務を，被告侑愛会は使用者責任に基づく損害賠償義務をそれぞれ負うものというべきである。
　　(2)　責任分担法理の準用による賠償額の減額の可否について
　被告らは，本件死亡事故は職員のケアレスミスによって発生したものであるとし，自閉症児者を含む障害者の施設環境が劣悪であって極めて厳しいものであるという現状等に照らし，信義則上の衡平原則に基づく責任分担法理を準用して慰謝料額等を減額すべきであると主張する。
　しかし，自閉症児者を含む障害者に対する福祉行政等の現状が不十分であるとしても，それを根拠として障害者施設における利用者に対する安全配慮義務の内容や程度が変わるものではなく，施設内において利用者の死亡事故を発生させることが許容されないことはいうまでもないところであって，また，本件死亡事故は，その内容や経緯に鑑みれば，被告Ｙ１のケアレスミスによって発生したものということもできない。
　したがって，被告らの上記主張は，採用することができない。
　　(3)　亡Ｂの死亡慰謝料について
　本件死亡事故当時，亡Ｂは16歳であり，このような若年で死亡した亡Ｂの無念さは察するに余りあるものというほかない。そして，既に認定説示したとおり，亡Ｂは，本件死亡事故以前にもｃ寮の浴室内でてんかんの発作を起こしたことがあり，亡Ｂが入浴中にてんかんの発作を起こす危険性があることを被告侑愛会職員は認識していたにもかかわらず，被告Ｙ１において入浴中の亡Ｂに対する見守りを怠るなどした結果，亡Ｂを浴槽内において溺死するに至らしめたものである。
　これらの点や本件に現れた一切の事情を総合考慮すれば，亡Ｂの死亡慰謝料については，1800万円とするのが相当であり，これを各原告が2分の1ずつ相続した結果，各原告が請求できる金額は，各900万円となる。
　　(4)　亡Ｂの逸失利益について
　　　ア　亡Ｂの基礎収入について
　（ア）　上記認定のとおり，亡Ｂは，重度の知的障害を有しており，ｃ寮等の知的障害者支援施設において，就労も視野に入れた基本的な生活知識や技術等を教育されていたものであり，本件死亡事故当時には，身体的機能については何ら問題はなく，絵や写真等により行うべき作業を示されると，その内容を理解することができ，ドリルによる穴開けや釘打ちなど，危険性を伴うものの，操作自体は容易である工作機械や工具を用いた簡易な作業を行うことができたほか，平仮名や片仮名については読むことができたものである。
　他方において，亡Ｂは，就労において必要不可欠というべき社会的規範やルール等に対する理解やコミュニケーション能力等において，なお不十分であったといわざるを得ず，このような亡Ｂの状況に鑑みれば，直ちに一般的な就労可能性があったとするのは困難というほかない。
　しかしながら，亡Ｂは，本件死亡事故当時は16歳であり，ｂ養護学校の高等部やｃ寮での教育・生活指導を受けることで，その卒業時までにおいてもさらに成長することが期待され得るというべきである。そうすると，亡Ｂは，ｂ養護学校の高等部卒業時点において，他人の支援や介助を全く必要とせずに就労することが可能となるまで成長しえたというのは現実的に困難であるとしても，かかる支援や介助を得ながらであれば，亡Ｂは簡易単純な作業には十分に従事しうるまでに至っていたものと考えられるところである。
　さらに，今後の医学，心理学，教育学等の進歩，発展等を考慮すれば，現在，完治という意味においては治療不能とされている自閉症に対する治療法が見出される蓋然性があるとまではいえないとしても，自閉症を含む知的障害者に対する指導，支援の方法について，徐々にではあってもより効果的な手法をもたらす知見が得られる蓋然性はあるというべきであって，このような見地に立つと，亡Ｂが，上記のような生活支援及び就労支援を受けながら，一定の作業に従事しつつ，社会生活を営むことにより，将来，さらにその能力を高め，より高度な労働に従事し得る能力を獲得する一方，就労に際して障害となる行動的特徴をより抑制することが可能となる蓋然性もあるというべきである。
　以上の点を総合考慮すれば，亡Ｂには，健常者と同程度の就労可能性があったとまではいうことができないものの，一定程度の就労可能性はあったというべきである。
　（イ）　原告らは，亡Ｂの逸失利益の算定に際し，賃金センサスにおける全年齢の平均賃金を基礎収入として計算すべきであり，賃金センサス平成14年第1巻第1表産業計全労働者の平均賃金額である494万6300円を基礎収入とすべきと主張するところ，この主張は，亡Ｂに一般企業への就労可能性があったことを前提にするものと解される。
　確かに，上記認定のとおり，現在，障害者雇用の促進やノーマライゼーションの観点から，知的障害を有する者を含む障害者の雇用を積極的に行っている一般企業も増えつつあり，一般企業における知的障害者の就労機会は徐々にではあっても拡大しつつあるといえるから，亡Ｂが将来的に一般企業に就労する可能性が全くなかったとまではいうことができない。しかし，上記認定のとおり，現状としては，このような企業は依然としてごく少数であり，その受け入れ可能な定員も必ずしも多数とはいえず，平成10年から平成19年までにｂ養護学校の高等部を卒業した169名のうち，一般企業へ就労した者は僅か3名であることに照らしても，知的障害を有する者が一般企業で就労することが極めて困難であることは否定できない。そして，仮に亡Ｂが一般企業に就労することができたとしても，現在において予測可能な範囲においては，重度の知的障害を抱える者が健常者と同程度，同内容の労働を行うことは，その将来にわたる発達可能性を考慮しても不可能であるといわざるを得ず，労働の対価として健常者と同程度の賃金を得ることも極めて困難であるというほかないのであって，重度の知的障害を抱える者の賃金水準を可能な限り健常者の水準に近づけることが理想的であり，行政や企業においてこれを実現しうる施策等をとることが望ましいとはいい得るにしても，上記のような現実は直ちには動かし難いというほかない。以上の点に鑑みれば，原告らが主張するように，亡Ｂの逸失利益の算定において，賃金センサスの産業計全労働者の平均賃金額を基礎収入とすることはできないといわざるを得ない。
　したがって，原告らの上記主張は，理由がないというほかない。
　（ウ）　もっとも，上記説示のとおり，知的障害者が一般企業へ就労する機会が増えつつある現状に鑑みれば，健常者の賃金水準には劣るとしても，知的障害者がその有する能力を十分に活用することができる職場において就労する機会を得て，授産施設における作業による賃金と比較すれば高水準の賃金を得ることも可能な状況になりつつあるということができ，このような状況は，障害者に対する理解が遅々としたものではあっても徐々に深化してきていることを示すものというべきであって，今後も将来にわたって，知的障害者がその能力を十分に活用することができる職場が徐々に増加することを期待し得るものというべきである。
　他方，上記説示のとおり，死亡当時16歳にすぎなかった亡Ｂも，今後の長い社会生活の中で，徐々にではあってもその就労能力を高めることができた蓋然性があるのであるから，上記のような知的障害者雇用に関する社会条件の変化をも併せて考慮すれば，後に説示するとおり約50年にもわたる就労可能期間を残して死亡した亡Ｂが，自閉症を含む重度の知的障害を抱えながらも，その就労可能な全期間を通して相当の賃金を得ることができた蓋然性を否定することはできないというべきである。
　（エ）　以上に説示したところによれば，亡Ｂは，その就労可能な全期間を通して，一定の生活支援及び就労支援を受けることを前提として，少なくとも最低賃金額に相当する額の収入を得ることができたと推認するのが相当であるというべきである。したがって，亡Ｂについては，最低賃金額を基礎収入として逸失利益を算定すべきである。
　（オ）　ところで，原告らは，青森県における平成16年度の最低賃金額に基づく亡Ｂの基礎収入の算出において，1日あたり8時間の労働時間と1か月あたり25日の稼働日数を前提とする計算を行っている。
　この点，1日あたりの労働時間については，重度の知的障害を有する者であっても，8時間の労働をこなすことが不可能であるとすべき根拠はないというべきであるが，1か月あたり25日の稼働日数を前提とすれば，毎月の休日が5日ないし6日ということになり，健常者の一般的な就労状況と比較しても，過重な稼働状況であるといえる上，重度の知的障害を有する者にとって，1日あたり8時間の労働を連日にわたって行うことは身体的に相当の負担となるものと考えられるから，上記の程度の休日を前提として1か月あたりの稼働日数を考えることは相当でないというべきである。
　以上の点を総合的に考慮すれば，1か月あたりの稼働日数は，20日とするのが相当というべきである。
　そして，弁論の全趣旨によれば，平成16年当時の青森県の最低賃金額は605円であると認められるところ，以上の認定説示を前提に，亡Ｂの基礎収入を計算すると，以下のとおり，年額116万1600円となる。
　青森県の1時間あたりの最低賃金額　605円
　1日あたりの収入（8時間労働）　4840円
　1か月あたりの収入（20日間稼働）　9万6800円
　年収（基礎収入）　116万1600円
　　　イ　亡Ｂの生活費控除について
　原告らは，亡Ｂの生活費控除率を5割として逸失利益の計算を行っているが，既に説示したところによれば，亡Ｂは，重度の知的障害者として，日常生活において様々な支援や介助を受けることを要し，医薬品等に係る自己負担分の費用の発生も見込まれるというべきであり，その就労の際にも支援や介助を要することは否定しがたいものといわざるを得ない。そして，このような支援や介助を受けることについて，亡Ｂにおいても一定程度の経済的負担を余儀なくされることが見込まれるというべきであって，亡Ｂの生活費として支出されるものとすべき金額は基礎収入の5割を超えるものと考えざるを得ない。
　そして，諸般の事情を総合考慮すれば，亡Ｂの逸失利益を算定するに当たっては，その生活費控除率は7割とするのが相当である。
　　　ウ　中間利息控除
　亡Ｂの就労可能期間については，18歳から67歳までとするのが相当である。そして，中間利息控除においては，ライプニッツ係数を採用して計算するのが相当であるところ，ライプニッツ係数の値は，死亡当時16歳10か月であった亡Ｂが就労可能な67歳に至るまでの期間に対応する18.256から，18歳になるまでの就労前期間（約1年2か月）に対応する0.952を控除した17.304となる。
　　　エ　まとめ
　以上によれば，亡Ｂの逸失利益の額は，以下のとおり，603万0098円と算出されるところ，これを各原告が2分の1ずつ相続した結果，各原告が請求できる金額は，301万5049円となる。
　1,161,600×（1－0．7）×17.304＝6,030,098
　　(5)　亡Ｂの葬儀費用について
　前提事実のとおり，原告らは亡Ｂの葬儀費用として150万円を支出しているから，各原告につき75万円ずつを本件死亡事故に伴う損害として認めるのが相当である。
　　(6)　原告ら固有の慰謝料について
　原告らは，本件死亡事故により，突如として子を失ったのであり，本件死亡事故の態様等に鑑みれば，深い精神的苦痛を受けたものというべきである。他方で，被告侑愛会も，本件死亡事故後，原告らに対して謝罪を行った上で，保険に依存するだけではなく，相当の額を自己負担することとして示談交渉を行っており，誠実さを欠く対応に終始していたものとはいえない。
　このような事情や，本件に現れた一切の事情を総合考慮すると，本件死亡事故に伴う原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は，各原告につき200万円ずつとするのが相当である。
　　(7)　原告Ｘ２のうつ病に関する治療費について
　本件記録を精査しても，原告Ｘ２が本件死亡事故に伴ってうつ病に罹患し，その治療費を支出したことを認めるに足りる証拠はない。
　　(8)　弁護士費用について
　本件訴訟の事案の内容，手続の経緯，その他本件に現れた一切の事情を考慮すると，本件死亡事故との間に相当因果関係のある弁護士費用相当の損害額は，各原告につき140万円ずつと認めるのが相当である。
　　(9)　結論
　　　ア　亡Ｂ固有の損害賠償請求権に基づく損害額
　（ア）　本件各行為に基づく慰謝料　各7万円（上記4）
　（イ）　死亡慰謝料　各900万円（上記(3)）
　（ウ）　逸失利益　各301万5049円（上記(4)）
　　　イ　原告ら固有の損害額
　（ア）　原告らの亡Ｂの死亡に伴う慰謝料　各200万円（上記(6)）
　（イ）　亡Ｂの葬儀費用　各75万円（上記(5)）
　（ウ）　弁護士費用　各140万円（上記(8)）
　　　ウ　合計　各1623万5049円
　6　以上のとおり，原告らの本件請求は，原告ら各自について，被告らに対し，連帯して，1616万5049円及びこれに対する不法行為のあった日である平成16年7月21日から，被告侑愛会に対し，7万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である平成19年4月15日から，それぞれ支払済みまで[民法](https://secure.koshigaya.bunkyo.ac.jp/wljp/app/%2CDanaInfo%3Dgo.westlawjapan.com%2CSSL%2Bdoc?rs=WLJP.1.0&vr=1.0&src=rl&srguid=ia744c04600000138925e276d79570e88&docguid=Ie767d490540711dfbd99010000000000&spos=102&epos=102&page=5&td=2474&countByColl=true)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから，この限度で認容することとし，その余の原告らの請求は，いずれも理由がないから棄却することとして，主文のとおり判決する。
　（裁判長裁判官　貝原信之　裁判官　西山渉　裁判官　吉岡正智）